

平成27年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 4月23日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年4月23日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第51号議案

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

2 報 告 事 項

- (1) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について
- (2) 平成26年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成26年度条件附採用教員の任用について
- (3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	竹 花 豊
委 員	乙 武 洋 匡
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	金 子 一 彦
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	前 田 哲
指導部長	伊 東 哲
人事部長	加 藤 裕 之
福利厚生部長	高 畑 崇 久
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	出 張 吉 訓
特別支援教育推進担当部長	松 川 桂 子
指導推進担当部長	鯨 岡 廣 隆
人事企画担当部長	粉 川 貴 司
（書記） 総務部教育政策課長	壹貫田 剛 史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第7回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係は読売新聞社外1社、合計2社、個人は合計17名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭のカメラ撮影はありません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、山口委員にお願いします。

前々回の会議録

【教育長】 前々回3月26日開催の第5回定例会会議録については、先日配布して御覧いただいたと存じます。よろしければ承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第5回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回4月9日開催の第6回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、報告事項（3）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

議 案

第51号議案 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、議事に入ります。

第51号議案、東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 第51号議案を御覧ください。東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明します。

今回の改正は、港特別支援学校に職能開発科を設置することに伴うものです。

まず、A3判の別紙を御覧ください。「東京都立港特別支援学校への職能開発科設置について（概要）」を説明します。

資料の左側を御覧ください。都立知的障害特別支援学校高等部の職業教育については、平成16年に策定しました東京都特別支援教育推進計画において、（1）の図で示すように、「職業教育の充実を図るため障害の程度に応じた重層的な実施体制を構築する。」と定めています。このうち、（2）の表のとおり、知的障害が軽度の生徒を対象として、就業技術科を計画どおり、現在5校設置したところです。就業技術科における3年間の職業教育の具体例は、左側の一番下にイメージ図を載せてございます。1年次でトライアル実習をし、2年次、3年次で段階をおって就労分野を選択した上で、専門的な知識・技術を向上し、最終的には企業就労・定着に結び付けていくという流れです。

今回の規則改正にあります職能開発科については、右側の（3）を御覧ください。

職能開発科は平成22年に策定しました東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画で、知的障害が軽度から中度の生徒を対象として、1学級10人、各学年2クラスと、比較的小規模で10校程度設置することとしています。現在、平成26年度、都内1校目ということで足立特別支援学校に設置しています。今回は、都内2校目ということで、小学部・中学部の閉課程に伴い高等部単独校となりました港特別支援学校に、平成28年4月1日に職能開発科を設置したいと考えています。

1枚目にお戻りください。本規則の別表に、特別支援学校の名称、障害種別、課程、学科を定めた表がありまして、この表の港特別支援学校の学科に職能開発科を加える改正をしたいと考えています。

施行期日は、公布の日として、施行後、来年度入学向けに毎年5月に公表している入学者選考実施要項の細目に「港特別支援学校」という校名を反映させるとともに、6月には学校説明会を開催する予定です。

説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対し、御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認いただきました。

報 告

(1) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 報告事項(1)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 報告資料(1)を御覧ください。本答申は、3月26日開催の定例教育委員会で決定していただいた教科用図書選定審議会に対する諮問事項を受けたものです。

諮問事項は3点ありまして、1点目として「教科書の採択方針について」、2点目として「中学校で使用する教科書調査研究資料について」、3点目として「平成28年

度使用教科書の採択について」ですが、今回の答申は「教科書の採択方針について」という諮問事項に対する答申です。報告資料の「記」以下が答申の内容です。

まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項について」です。(1)にありますように、「採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。」等、4項目の事項に留意して、都教育委員会は、平成28年度使用教科書の採択を行うとともに、区市町村教育委員会等、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導・助言又は援助を行うことを示しています。

次に、「2 中学校で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき事項について」です。今年度は、平成28年度から31年度まで4年間、中学校で使用する教科書の採択替えの年に当たっていますので、調査研究をするものは、新たに検定を経て、文部科学省が発行しています教科書目録に登録された中学校用教科書について、ア、イにあるように、内容や構成上の工夫について、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるような調査研究をするようにということです。

「3 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」です。こちらについても、内容や構成上の工夫の2項目について、中高一貫教育校の特色を踏まえつつ、各学校の教育課程の特色を考慮して、それぞれ教科書の違いが明瞭に分かるような調査研究をするようにということです。

最後に、「4 都立特別支援学校の中学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について」です。ここで示されています「特別支援学校の中学部で使用する教科書」とは、中学校用の検定済教科書のことです。中学校で使用する教科書の調査研究の観点に加えまして、特別支援学校の聴覚障害特別支援学校や視覚障害特別支援学校、あるいは肢体不自由、病弱といった特別支援学校において、生徒の障害の状態や特性などを考慮するようにということです。これらの調査研究の結果は、調査研究資料としてまとめ、今後開催される審議会に諮っていきたいと思っています。

以上、本答申につきましては、本日御了解をいただきましたら、区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長に通知していきたく存じます。よろしくお願ひします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 最後に国立・私立の学校に通知をするという話がありましたけれども、従来からそういう役割を東京都教育委員会が担っているのですか。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 国立についても、東京都教育委員会が役割を担っているのですか。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 それはどうしてですか。

【指導部長】 教科書の無償措置法の中に定められている規定でして、東京都教育委員会は、他の採択権者である区市町村や私立・国立の学校の校長が適正に採択できるような助言・指導をしていくようにということです。

【竹花委員】 法律の規定にあるのですか。

【指導部長】 はい。

【竹花委員】 何条になりますか。

【管理課長】 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第10条に規定がございます。

【次長】 254ページです。

【竹花委員】 分かりました。ありがとうございました。

【教育長】 ほかにございますか。

【遠藤委員】 項目の3番ですが、都立中学校及び都立中等教育学校について、「中高一貫教育の特色を踏まえつつ」という文言がありますが、現状使用している教科書が、一般の公立中学校と中高一貫教育の都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）は教科書が違うのでしょうか。

【指導部長】 何社かの教科書会社の中から選んでいるのは同じですけれども、それぞれの学校の教育課程の特色で、例えば理数教育に重点を置いているような学校の教科書を選ぶ場合には、9教科について、そういった観点で選び直すというようなことです。そういう意味では、都立中等教育学校も、公立で選んでいる教科書と同じものの中から、学校ごとに選んでいるという状況です。

【遠藤委員】 「特色を踏まえつつ」というのは、例えば理数系とか、英語というような観点で特徴付けられているものに合ったものということですね。

【指導部長】 さようでございます。

【遠藤委員】 現実に今は違うわけですね。

【指導部長】 はい、違っているものもございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

ないようですから、本件につきましては、報告として承りました。

(2) 平成26年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成26年度条件附採用教員の任用について

【教育長】 報告事項(2)平成26年度指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等及び平成26年度条件附採用教員の任用について、説明を人事部長、よろしくをお願いします。

【人事部長】 報告資料(2)に基づいて、平成26年度指導力不足等教員として認定して研修等を実施した結果について、報告します。

別添の参考資料「指導力不足等教員に係る手続の概略」を御覧ください。児童・生徒に適切に指導ができない教員がいる場合、都立学校又は区市町村教育委員会から東京都教育委員会に申請が行われます。そこで判定を行い、2種類の研修になりますが、まず一つが「指導が不適切である教員」として認定されます。これは、日常的に児童・生徒の指導を行わせることに支障がある教員です。2番目の「指導に課題がある教員」ですが、これは日常的に授業に支障があるということではないが、指導上、課題がある教員ということなのです。

1番目の「指導が不適切である教員」について、流れを説明します。まず、この教員につきましては指導改善研修を受けます。これは、教育公務員特例法で定められている研修です。週5日のうち、教職員研修センターに4日間通いまして、所属校で1日研修するということです。そして、1年間終わりますと審査委員会を開きます。下にあります審査委員会、決定を併せて御覧ください。研修を実施した後で改善がない場合、認定解除になりまして、決定としては学校に復帰をするということなのです。また、学校復帰をしましても、学校の中で継続的にOJTを通して研修を行っていきます。

また、②の一部に課題が残っているときについては、認定の解除をしますが、2番の「指導に課題がある教員」として指導向上研修の受講になります。③ですが、改善が十分に図られない場合、1年間研修期間を延長します。これは、改善研修を継続で続けるということです。また、改善が見られない場合には、不適切な教員として、④の自主退職又は転職選考受験をします。これは、転職を希望する場合は、行政職の試験を受けていただき、合格すると事務職として任用しますが、不合格になると自主退職をするか、または分限免職で職を免ずるということになります。

続きまして、2番の「指導に課題がある教員」ですが、指導向上研修という都独自の研修を受けます。これは逆転しまして、5日間の中で所属校には4日間勤務し、教職員研修センターには1日行くという研修です。これで判定をしまして、改善ありですと認定を解除して学校に復帰する。改善がない場合には、この研修を継続的にもう1年受けるか、それとも指導改善研修を受けるという形になります。

1枚目を御覧ください。1番の表の右、平成26年度を御覧ください。Aが指導改善研修、Bが指導の向上研修です。平成26年度に認定された者がそれぞれ5名と2名おります。その5名のうち、十分に改善はできていないが、課題の認識や研修について真摯に受けるということで、2名を継続としました。そして、指導が不適切と認定された者が3名おります。この3名につきましては、認定後に自主退職をしております。また、Bの研修の2名につきましては、課題改善が認められたために学校に復帰しています。

裏面を御覧ください。平成26年度に新規に教員になった条件附教員の任用状況です。養護教諭等については採用期間が半年であり、72名全員が任用されています。ここに書いてあるのは1年の任用期間の小学校等の教員です。条件附採用教員は新採で2,320名採用しまして、正式採用数が2,266名、正式採用にならなかった者が54名います。この中で年度途中で自主退職した者が42名、正式採用不可の者が12名います。このうち11名が自主退職しまして、最後に職を免じた者が1名となっています。昨年度は、正式採用にならなかった者の割合が2.9パーセントでしたが、今年度は2.3パーセントで、マイナス0.6ポイントになっています。

報告は以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御質問、御意見ございますか。

【竹花委員】 職を免じた者が1名いるということですが、この理由は何でしょうか。

【人事部長】 この教員は、指導力の関係で児童への丁寧な指導ができないということで、例えば児童に対して大声を出したり、授業中にも長時間立たせるようなことをして、校長から指導を受けたにもかかわらず、同じことを繰り返しているということです。また、同僚等の関係でも大声を出したり、高圧的に話をして、組織人としての点も問題があるということで、総合的に判断して職を免じたものです。

【竹花委員】 分かりました。この関係で、裁判所で判決を受けたものが最近ありました。そこの関わりでは、この措置については適切に行われたものでしょうか。

【人事部長】 はい。最近、裁判で判決が出ましたけれども、それとの比較ですが、裁判になったのは初任者研修の関係で指導教諭が途中からつかなかったということだったのですが、この教員については、他県で30年近く経験がありまして、初任者研修の対象にはなっていませんのでケースが違います。また、しっかり授業観察等をして記録も取ってあります。今回の措置は適正であると考えております。

【竹花委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

【木村委員】 第51号議案について確認をしておきたいのですが、26年度に20人を2学級設けるということが先ほど認められましたが、これは来年から生徒が入学してくるということによろしいのですか。

【都立学校教育部長】 26年度に設置した足立特別支援学校ですけれども、26年4月1日に生徒が入学しています。

【木村委員】 26年度に設置して、定員20人の学級を二つ設けるということは、既にアナウンスしてあるわけですね。

【都立学校教育部長】 足立特別支援学校については、アナウンスしてあります。今回は、港特別支援学校を来年4月1日から新たにということですが。

【木村委員】 規則としては、実際に生徒が入学するどのくらい前に発表しなければ

ばいけないことになっているのですか。

【都立学校教育部長】 毎年5月くらいに来年度の入学者向けに実施要項を定めま
すので、それに合わせる形で、このくらいの時期にアナウンスをしています。

【木村委員】 8か月くらい前にアナウンスするということですね。

【都立学校教育部長】 5月に実施要項を定めますので、そのころに来年度入学を
希望する方にはアナウンスがなされます。

【木村委員】 大学の場合は、定員を変える際には2年前に教育委員会に通達しな
ければいけないという義務があるのですが、それほど長くはないのですね。

【都立学校教育部長】 はい、ありません。

【木村委員】 分かりました。確認だけです。ありがとうございました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月21日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてよろしくお願ひします。

【教育政策課長】 次回定例会は、5月21日木曜日、午前10時より教育委員会室で
開催します。

なお、5月第2木曜日の14日は案件はございません。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、5月14日は案件がないとのことで
すので、5月14日の教育委員会は開催しないとしたいと存じますが、よろしゅうござ
いますか。――〈異議なし〉――それでは、5月14日の教育委員会は開催しないと
いうことにいたします。

今回は、5月第3木曜日の5月21日となりますので、よろしくお願ひします。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前10時30分)